

# 宋代商稅考

加藤 繁

- 一 商稅制度一斑
- 二 商稅徵收機關
- 三 商稅統計
- 四 結語

## 一 商稅制度一斑

商稅は、いふまでもなく、商人に對する稅である。宋史食貨志下八商稅の部の初には、次の如く云つて居る。

商稅。凡州縣皆置務。關鎮亦或有之。大則專置官監臨。小則令佐兼領。諸州仍令都監監押同掌。行者齎貨。謂之過稅。每千錢算二十。居者市鬻。謂之住稅。每千錢算三十。大約如此。然無定制。其名物。各隨地宜而不一焉。行旅齎裝。非有貨幣當算者。無得發篋搜索。凡販夫販婦。細碎交易。嶺南商賈齎生藥。及民間所織縑帛非鬻於市者。皆勿算。常稅名物。令有司件析。頒行天下。揭于

版。置官署屋壁。俾其遵守。應算物貨而輒藏匿。爲官司所捕獲。沒其三之一。以半畀捕者。販鬻而不由官路者罪之。有官須者。十取其一。謂之抽稅。

右は宋の商稅制度の大綱を簡明に取りまとめたものであるが、次にその中の重要事項に就いて、敷衍補足して置かう。

右食貨志の文に「行く者は貨を齎す、之を過稅と謂ふ、千錢毎に二十を算す、居る者は市鬻す、之を住稅と謂ふ、千錢毎に三十を算す、大約此の如し、然れど定制無し」とあつて、商程に過稅・住稅の二種があつたことを述べて居る。過稅は「行く者は云云」とあるに依つても知られる如く、旅商人の齎すところの物貨に對して課せられる稅であつて、次章に説くところの場務に於いて徵收せられる。場務は州縣鎮市など各地方の大小都市に設けられ、商人は通常幾處かの場務を通過し、従つて同じ物貨に對して幾たびか過稅を徵收せられたのである。呂陶の淨德集卷三奏乞權名山等三處茶以廣德澤亦不闕邊備之費狀に、蜀茶官權以前の制を述べて、

舊例。住稅每斤六文。客人翻稅每斤六文。中略所過場務。遠者十所。近者三兩處。再遠者四五處。過稅每斤二文。五場共計十文。云云。

とあるに依つても明である。而して商人が過稅を納めれば場務よりは領收證を與へ、その證書は公引・文引・關引若しくは單に引とも呼ばれた。<sup>①</sup>時としては、商人に先づ長引なるものを與へ置き、通過

するところの場務に於いて一々過稅を納めずして或一個處に於いて之をまとめて納付せしめる場合もあつた。即ち宋會要食貨十七、商稅三、天禧元年三月の條に、

三司言、石州伏落津路。商○旅○楸○木○稅○錢。准○例○給○長○引。不○納○沿○路○稅○算。至○京○師○併○計○之。因○茲○爲○弊。

頗虧失課額。望許沿路收稅。帝曰。如因修奉宮觀採數。即依近詔停罷。或久例所費。當從其請。

とあつて、此時まで、石州の楸木の爲めに長引を給し、沿路の場務に於いて過稅を納めず、京師に至つて一括して之を納めしめたことを傳へて居る。又上に掲げた淨德集の奏狀の中にも、權法を罷めて長引の法を用ひんことを請ひ、

上略今既解去羅網。一切不問。第以一貫之茶。納長引錢百文。則人情簡便。必亦樂輸。

と云つて居る。此の長引も石州の其れと略同じ性質のものであつたことは、奏狀全文を通讀して理解せられる。

住稅については、食貨志に「居る者は市鬻す、之を住稅と謂ふ」とある。顧ふに住稅は、都市に居住する商人即ち當時坐賣又は鋪賣と云つたものに對して課せられたであらうが、しかし其れだけでは無かつた。宋會要、食貨十七、天聖六年七月の條に、

詔。自今民販生鐵器上京。所經縣鎮。依諸雜物例關報。上京送納稅錢。若山於率界縣鎮貨賣。並

令本縣收納過稅。給付公引。至所到縣鎮住賣。別收住稅。時有商人。自磁州販鬻鐵器。經過府界

諸縣。而無收稅之例。故商稅院言而條約之。

とあつて、磁州の商人が目的とするところの縣に至つて鐵器を賣る場合には、過稅の外、住稅を納めしめたことを載せて居る。住賣とは他より運び來つて賣ることをいふので、宋會要<sup>①</sup>、天聖九年八月の三司の上奏にも「薦面茶到京住賣者云云」と見え、紹熙雲間志<sup>卷上</sup>場務の條には、住賣茶・住賣鹽などいふ語が見えて居る。次に淨德集<sup>卷三</sup>奏爲繳連先知彭州日三次論奏權買川茶不便並條述今來利害事狀には

今若推廣惠澤。罷去權利。許令通商。則百姓蕩蕩無禁礙。商旅大段通行。秦陝客人入川。隨行物貨。

已收一重稅錢。其賣茶先收住稅。買茶又收過稅。則一歲之收。必數十萬貫。云云

とあるが「其の茶を賣るや先づ住稅を收む、茶を買ふや又過稅を收む」といふのは、茶園の主が茶を商人に賣渡す場合には、それから住稅を取り、商人が茶を買ひ取つて般運の途に上れば又其れから過稅を取るといふことであつて、従つて茶の製造業者も住稅を負擔したと見るべきであらう。要するに住稅は、客商が或都市に至つて物貨を賣る時にも之を課せられ、生産者が物貨を商人に賣渡す時にも課せられ、而して都市在住の商人もその賣上高に準じて之を負擔したことゝ察せられる。

食貨志には、過稅は千錢毎に二十を算し、住稅は千錢毎に三十を算するものとして居るが、此れは宋に至つて始めて定められたことではない。舊唐書食貨志下、德宗の條に、

贊<sup>〇</sup>趙於是條奏。諸道要都會之所。皆置吏。閱商人財貨。計錢每貫稅二十。云云。

とあつて、商人の財貨を検して直一貫毎に二十文を税したことが見えて居る。文献通考卷一後周顯德五年の勅に、

諸道州府。應有商賈興販牛畜者。不計黃牛水牛。凡經過處。並不得抽稅。如梟貨賣處。祇據賣價、  
每一千抽稅錢三十、不得別有邀難。

とあつて、牛に對しては經過の處に於いて税を抽せず、賣買の際、千文毎に三十文を税すべきことが見える。牛に對して住税のみを徴するのは、其れが耕作に缺くべからざるものであるが爲めで、自餘のものには、恐らく過税住税併せ課することを許されたであらう。此等に依つて觀るに、千文に付過税二十・住税三十を取るの制は唐末五代の際に成立したもので、宋の朝廷も夙に之を採用したのであらう。尙ほ宋會要を觀ると、太平興國九年十月の條には、

鹽鐵使王明言。西川峽路諸州商稅。自來雜用銅錢。其價不等。請自今比市價。每一貫收住税三十。  
過税二十。從之。

とあつて、西川峽西二路に於いて價錢一貫毎に住税三十文、過税二十文を收めたことが載つて居る。天聖二年四月の條には、

在京商稅院言。舊例諸色人。將銀並銀器出京城門。每兩稅錢四十文足。金卽不稅、請自今每兩稅錢二百文省。從之。

とあつて、開封に於いて、銀一兩に付過税錢四十文足、金一兩に付錢二百文省を徴したことが見えて居る。宋史食貨志下五には、

康定元年。淮南提點刑獄郭維言。○中略請聽入銀京師權貨務或陝西並邊州軍給券。受鹽於川峽。或以折鹽酒歲課。願入錢。二千當銀一兩。詔行之。

とあつて、康定元年、京師權貨務に於いて錢二千文を銀一兩に準じたことを傳へて居るが、此れは當時の銀の市價と見て宜しからう。天聖二年は康定元年に先だつこと十六年であるが、今假りに天聖二年の銀價が康定のそれと同様であつたとし、且つ其の二千文が足錢であつたとすれば、開封に於ける銀の過税四十文足は、銀價の千分の二十と爲り、食貨志にいふところの過税の率に符合するのである。

又續資治通鑑長編卷八大中祥符八年十一月己巳の條には、

上因謂輔臣曰。○中略咸平中。銀兩八百。金五千。今則增踴逾倍何也。云云。

とあつて、大中祥符八年、金一兩の價錢一萬文を逾えたことが見え、神宗哲宗頃の人、孔平仲の珩璜新論卷二には、

今金兩有直萬者。云云。

とある。天聖二年の金價は詳でないが、假りに一兩に付錢一萬文であつたとし、且つそれが省錢であつたとすれば、此の年、開封に於ける金の過税も千分の二十と爲る。されば天聖中開封の金銀の過税

は大體千分の二十であつたと見て妨げあるまい。宋會要、淳熙七年三月二十二日の條には、

右正言葛邲言。州郡雖已罷私置稅場。却增起稅務則額。如湖北監司。按鄂州稅銀。每兩收舊錢八文。今增作四十八文。如此之類。都城既已盡罷稅務。而隣居以客旅至都城。咫尺別無他征。故增重稅。

豈不失陛下捐利予民之意。望下州郡。將舊來合收稅錢則例。大書刻於板榜。揭寘通衢。令民旅通知。不得例外收取。云云。

とある。「鄂州稅銀每兩收舊錢八文、今增作四十八文、」のあたりには、文字に誤脱があるやうである。特に每兩八文を收めるといふのは餘りに少な過ぎるので、八文の上に恐らく幾十といふ文字が脱落してゐるのであらう。増したところの稅額四十八文といふのを、假りに正確な數字として考へて見よう。

陳傅良の止齋文集卷一九。淳熙末年に上つた桂陽軍乞畫一狀に、

今每兩折錢二貫三百六十三文二分足。至與市估低平等。

とあつて、當時桂陽軍に於いて銀一兩の市價が二貫三百六十三文餘であつたことを傳へて居る。假に淳熙七年に於ける鄂州の銀價が之と同様であり、且つ銀一兩に付四十八文といふ稅錢が足錢であつたとすれば、其の稅率は四十九分の一であつて、五十分の一即ち千文に付二十文といふのと殆一致するに近く、稅額の増加はむしろ當然と云つてよいことに爲る。又嘉泰吳興志卷八公廩の條には、

吳興。初以市物之直。一萬則稅五百。蓋二十而取一。歲入以二十萬。實爲錢二萬貫。今征商五十

而取一。歲入則十倍而贏。豈民物之富。商賈之夥。非曩時比乎。

とあつて、湖州に於いて、嘗つて二十分の一の税を取り、後五十分の一即ち千分の二十の税を取つたと云つて居るが、此れも過税の場合であらう。果して然らば、湖州では、南宋末期に千文に付二十の税率を用ひつゝあつたのである。淨德集卷三 乞罷權名山等三處茶以廣德澤云々狀には、前にも引用した如く、舊例。住税每斤六文。客人買出。翻税每斤六文。兩項可得二十五萬貫。所過場務。遠者十處。近者三兩處。再遠者四五處。過税每斤收二文。五場共計十文。

とあるが、此れに依れば、住税過税の外、別に翻税といふものが納められ、住税と過税との割合も三と一であつて標準率に合致しない。而して右狀文中には蜀茶の市價を述べて、

川茶貴者。每斤三百。賤者三二十文。

と云つて居るから、右の住税・過税の数は、貴き者の場合では五十分の一並に百五十分の一と爲り、最も賤き者の場合では十分の三並に十分の一と爲るのである。要するに、千文に付住税三十、過税二十といふ事は各地一律に勵行せられたのではなく、さればこそ宋史食貨志にも「然無定制」と云つたのであるが、しかし南北宋を通じて標準税率とせられ、此に準據した地方も多かつたであらうことは上の事例に依つても推測せられるのである。

各路の稅務に於いては、標準税率と市價とを參酌して、物貨の一單位に對して實際納付すべき稅錢



の數を定めたやうである。此れは上に掲げた如く、金銀の稅が兩毎に定められ、茶の稅が斤毎に定められ、又宋會要、開寶六年七月の條に廣南に於ける米の商稅が石毎に定められたことなどに依つても窺はれる。尙ほ、會要、崇寧五年九月十七日の詔には、

令戶部取索天下稅務。自今日以前五年內所收稅錢并名件歷。差官看詳。參酌稅物名件。稅錢多寡。立爲中制。頒下諸路。造爲板榜。十年一易。永遠遵守。外輒增名額。及多收稅錢。並以違制論。

云云。

とあつて、戶部をして天下の各稅務に於いて課稅すべき商品の名件及び稅錢を整理改定せしめ、爾後十年毎に之を改むべきことを述べて居る。又、紹興五年十月三十日の條にも、

詔。令兩浙江西都轉運。諸路轉運司。取索本路應干稅物則例。體度市價增損。務令適中。仍將諸色稅務合收稅錢則例。大字榜示。使客旅通知。今後仰所委官。每半年一次。再行體度市價。依此增損施行。

とあつて、諸路に命じ、半年毎に市價を調査して稅錢則例を定めしめることが見えて居る。茲に稅錢多寡と云ひ、稅錢則例と云ふのは、一一の商品に對する稅錢で、それは一定の單位に對して酌定されたと見なければならぬ。

次に、食貨志の文には「其の名物、各地宜に隨ひて一ならず」と述べて居るが、卷一 文献通考四 征權

考一、商税の部には、

關市之征。凡布帛什器香藥寶貨羊彘。民間典賣莊田宅馬牛驢騾橐駝。及商人販茶鹽。皆算。

と云ひ、宋會要食貨十七、淳化五年の條にも、略同様の記述が見えて居る。蓋、商税科徴の目的となるものは、地方によつて多少相違するけれども、其の最も主なるものは、布帛什器香藥寶貨羊彘並に莊田店宅馬牛驢騾橐駝及び茶鹽の類であつたのであらう。莊田店宅馬牛驢騾橐駝は典質賣買の際、契税を課せられ、其の際併せて住税をも徴せられるのであるから、特に民間典賣といふことを冠したのであつて、此の中馬牛驢騾等は典賣の際のみならず、運送の途上過税を徴收せられることは、布帛什器などと同様であつたであらう。什器の中に瓷器・漆器・竹木器・鐵器等の含まれることはいふまでもないが、鐵器の一種であるところの農器は、大中祥符六年、一應其の商税を免除せられた。此れは、宋會要、同年七月の條に、

詔曰。關市之征。所以禁末業。田疇之利。所以勸力耕。豈於稼器之中。亦收商算之利。自今諸路州軍農器。並免收稅。初知賓州呂夷簡言。請免河北農器之稅。帝曰。務穡勸耕。古之道也。豈獨河北哉。故有是詔。

とあるに依つて知られる。但し其の後此の令が裁撤せられ農器にも課税するを原則とするやうに爲つたことは、同、紹興五年閏二月五日の條に、揚州に於いて一年間特に農具其他の税を免ずることを載

せ、隆興二年十二月八日の德音にも、淮南湖北地方より殘破州縣に持ち運ばれる蠶織農具其他の稅を一年間免除することを載せたことに依つて窺はれる。寶貨は、珠玉象牙並に金銀の類を意味する。金銀に商稅の課せられたことは、上文に引用したところの、會要、天聖二年四月の條、淳熙七年三月二十三日の條、並に紹興三十二年六月十三日の赦文等に依つて明である。因みにいふ、宋代に於いては、商賣の緡錢には課稅しなかつた。されば、會要、天聖六年十二月二十一日の條にも

臣僚上言。有乞稅錢陌者。帝曰。貨泉之利。俾其流布。而稅及之。爲患深矣。不可施行。

とあり、乾道六年正月十三日の詔にも、

沿江諸郡稅場。今後商賣所載物貨。如係茶鹽米麥麵銅錢。敢有違法收稅者。許商賈越訴。監司按劾。云云。

と見えて居る。

尙ほ、上に掲げた文献通考の文の終に「商人販茶鹽云云」とあるが、此れは人民自家用のものを除き、主として商人の販運する茶鹽に對して課稅することを謂つたものであつて、會要、大中祥符二年六月の詔などにもその意味が示されて居る。但し會要、乾道六年正月十三日の詔には、上文に引用した如く沿江諸郡の稅場に於いて商賣の載するところの茶鹽から稅を收めることが申禁せられて居り、又淳熙十年二月二十八日の條にも、

准西總領韓彥質言。頻年以來。江上諸州。皆以重征爲務。公然收鹽米稅。乞嚴行禁約。云云。  
とあつて、淮鹽の稅を禁止して居るから、孝宗の時には商賈の販運する茶鹽に對しても課稅しないことゝ爲つたものと知られる。

穀物と商稅との關係について少しく考察して置かう。宋會要、乾德四年七月の條には、  
詔劔南道。應僞蜀日。有以來米。麪。收算者。罷之。

とあつて、劔南道を收めて後、米麪の稅錢を罷めたことを載せて居る。淳化二年十月の條には、  
江南轉運司言。鄂州舊例。鹽米出門。皆收稅錢。詔。自今民販鬻斛斗。及買官鹽出門。並免收稅。

とあり、天聖三年八月の條に、

司封員外郎盛京言。萬州民貨鬻斛斗。商稅務收納稅錢。<sup>①</sup>緣村民刀耕火種。所穫不多。望免收稅錢。  
帝曰。<sup>○中</sup>宜亟依所請。

とあり、鄂州萬州に於いて穀物の商稅を免除したことを載せ、尙ほ之に類以した事例が幾つか見えて居る。又咸平三年六月の條には、

詔以荊州湖艱食。令桂州已北。勿禁人商販糧斛。仍蠲其征算。

とあるが、此れは飢饉の爲め、一時商稅を免除したものであらう。此等に依れば國初以來地方的には

穀物の税を除きもしたけれども、一般には之を徴收し、唯だ飢饉等の場合に一時之を免除したものと考へられる。更に會要を觀るに、崇寧五年九月十七日の詔に、

令戶部取索天下稅務。自今日以前五年內所收稅錢並名件歷。差官看詳。○中其民間柴薪米鹽衣服之類。與免收稅。仍各不得虧損元額。候立到法。仰三省看訖。領降施行。先自京畿輔以及天下。

とあつて、米其他日用品の商税を免じ、京畿よりして天下に及ばんとの意を示して居るが、十分に施行されなかつたやうである。會要に又曰く、

七月六日○紹興十四年臣僚言。乞申命有司。凡民間食用米。並與免稅。從之。

十五年○紹興十四年八月十三日。上宣宰臣曰。朕謂天下之物。有不當稅者甚多。如牛米柴麵之類是也。檜奏曰、如去歲浙中艱食。陛下令不收米稅。故江西諸處。客販俱來。所全活者。不可計勝。

十七年○紹興十四年正月二十五日。戶部言。依準聖旨。措置到州縣鎮務。違法增收稅錢。並客販米斛。昨降指揮。並免收稅。訪聞經過稅務。尙收力勝稅錢。甚非朝廷寬民之意。云云。

此れに依つて、紹興十四年より十七年に互り、屢令を降して米の商税を免除し、その徹底に努力したことが知られる。而して淳熙二年十月二十五日、中書門下の言に、

客販米斛。依法不合收稅。累降指揮約束。不得妄作名色阻節。云云。

とあり、慶元元年正月十九日の尙書省の言に、

紹熙五年七月指揮。令沿流州縣關津稅務。如遇客船販到米斛。與依條免稅。仍免納力勝錢。卽不得別作名色。妄有邀阻。如有違戾。仰逐路監司。嚴切根究施行。云云。

とあるを觀れば、米斛免稅の制は爾來殆南宋の世を終はるまで繼續されたことが窺はれる。尙ほ、上掲紹興十五年の高宗の言には「有不當稅者甚多。如牛米柴麵之類是也」とあるが、紹熙雲間志卷上場務の條にも、

稅務祖額六萬一千七百一十三貫七百四十四文。自紹興以來。捐柴薪麥麵等稅外。歲合趁辦四萬八千四百六十三貫七百七十四文。

と云つて居る。依つて顧ふに、紹興十四五年の頃、穀物の稅と共に、柴薪の稅をも免除することゝしたのであらう。而して雲間卽ち華亭一縣に於いて、その爲め、商稅祖額六萬一千餘貫の内、一萬三千餘貫を減じたのを觀れば、高宗免稅の令が全國人民に與へたところの惠澤は小さくなかつたことゝ察せられる。又、孝宗の時茶鹽の稅を除いたことは前に述べた如くであるが、會要淳熙元年十一月十一日の詔には、

米麵柴炭油。皆係民間日用之物。並已免稅。訪聞州縣稅務。巧作名收納稅錢。○中令戶部行下諸路轉運司約束。云云。

とあつて、炭油の類の稅をも免除したことを傳へて居る。蓋日用品商稅の廢罷は高宗孝宗二代に互つ

て行はれたので、宋史食貨志下八に、高宗免稅の事を述べた後「孝宗熈寧志。凡高宗省罷之未盡者。悉推行之」とあるのは、大體事實であつたと見るべきであらう。

以上は商稅の根幹たる過稅住稅制度の大綱である。しかし商稅は以上に止まつたのではない。此の外、尙ほ、幾種かの稅が有つた。會要、天禧五年七月の詔には、

上隨船行貨物色。力勝・頭子・包角等錢。卽逐處依例收納。

とあつて、力勝・頭子・包角等の錢といふことが見え、宣和三年四月二十三日の詔には、

上客人應興販斛斗。如願赴都下者。限指揮到日。與權免力勝・頭子・包角等錢半年。

とあつて、力勝・蓆角の名が見え、而して力勝錢に關する記述は、此の外當時の文獻に頗多く散見して居る。頭子は恐らく過稅住稅一千文毎に幾文かを帶納する附加稅であらう。包角・蓆角は詳でないが、包裝貨物一個毎に納めるものかと察せられる。力勝錢は會要、淳熙十四年八月十三日の條に、

力勝者。計所載之多寡。以稅其舟。

とあるに依つて知られる如く、搭載貨物の量を計つてその船主に課するものである。當時、商人は或は自己の舟に依つて其の商品を運び、或は他人の舟を雇うて之を積載せしめたから、力勝錢も或は直接に之を支拂ひ、或は間接に支拂つたのであらうが、いづれにせよ相當重い負擔であつたやうである。

力勝錢は穀物を搭載する舟に對しても課せられ、但だ水旱等の場合に一時之を減免せられるのみであ

つたが、紹興十七年以來、穀物の住過税と併せて其の力勝錢をも免除することゝ爲つた。此れは會要、同年正月二十五日の條に、

戶部言。略中客販米斛。昨降指揮。並免收税。訪聞經過稅務。尙收力勝稅錢。甚非朝廷寬民之意。欲下逐路轉運司。日下禁止。略中上可其奏。云云。

とあり、其の後歷年の事例が米穀力勝錢を禁じて居るに依つて知られる。

商稅徵收額に關する規制の沿革は、文献通考卷一征權考一に引かれた陳傳良の文に明である。次に其れを掲げる。

止齋陳氏曰。略中至淳化三年。令諸州縣有稅。以端拱元年至淳化元年收到課利最多錢數。立爲祖額。比較科罰。蓋商稅額比較。自此始。及王安石更改舊制。增減稅額。所申省司不取旨矣。熙寧三年九月。中書劄子。詳定編勅所參詳。自來場務課利增虧。並自本州保明。三司立定新額。始牒轉運司。令本處趁辦。往復動經年歲。虛有留滯。莫若令本州自此立定祖額比較。有旨從之。而本州比較。自此始。商稅輕重。皆出官吏之意。有增無減矣。政和間。漕臣劉旣濟申明。於則例外。增收一分稅錢。而一分增收稅錢。自此起。至今以五分充州用。五分充轉運司上供。謂之五分增收錢。紹興二年。令諸路轉運司。量度州縣收稅緊慢。增添稅額三分或五分。而三五分增收稅錢。自此始。至今以十分爲率。三分本州。七分隸經總制司。謂之七分增收稅錢。而商稅之重。極於今日。



此れに依れば。淳化三年始めて商稅の祖額即ち標準數を定め、熙寧三年各州に於いて自ら祖額を立て、稅數を増すことを得しめ、ついで政和年間、從來の過住稅の額數以外に於いて一分增收稅錢といふものを増設し、紹興二年、三五分增收稅錢を設けたのである。一分は茲では一割、三五分は三割或は五割の意であらう。されば商稅の徵收額が特に増加したのは、熙寧以後であり、其の大に増加したのは北宋末期、南宋初期以後であつたのである。而して一場務毎に標準收稅額の定められたのは淳化三年以來のことであつたのである。

天事人事の異變に際しては、商稅の徵收に手心を加へられることが多かつた。即ち旱蝗洪水大火戰爭等の起つた場合には、米穀・耕牛・農具・竹木等の稅を一時減免するを常としたので、其の事例は宋會要などに累見疊出して居る。此れは、人民の生活の窮迫を緩和せんとするものであることいふまでもなく、就中耕牛農具に對する寬典は、農村の復興を助けんとするものに外ならぬ。眞宗の時全然農具の稅を除き去つたものも勿論農民保護の爲めである。而して南渡後に至つては、米穀茶鹽柴炭の如き生活必需品に對して、常時非常時は向はず商稅を免除することゝしたのであつた。宋の商稅政策の中には、人民の生活を脅威せざらんとする精神並に重農主義が、ともかくも、認められるのである。

## 二 商稅徵收機關

商税の徴收處としては、務又は場といふものが置かれ、之を熟して場務ともいつた。務又は場は、委しくは稅務・稅場といふべきであつた。概して大きいものが務と呼ばれ、小さいものが場と呼ばれた。州府及び軍の治所には總べて務が置かれ、都商稅務若しくは都稅務と呼ばれた。州治には時として二つ以上の務の置かれることもあり、左様な場合には、都稅務でないところの務は地名を冠して何々務と呼ばれ、或は比較務とも呼ばれた。例へば、嘉定鎮江志<sup>卷一</sup>に依れば、鎮江府治には、都商稅務の外、江口稅務及び比較東務、比較西務があつた。嘉泰會稽志<sup>卷四</sup>に依れば、常州州治には都稅務及び比較務があつた。比較務が置かれたのは勿論商稅比較の制度が起つた後である。都稅務は都稅院とも呼ばれたと見え、寶慶四明志<sup>卷五</sup>には、此の語を用ひて居る。又會要、景德二年五月の詔には、

貝州民所輸稅物。先經商稅院收算。云云。

とある。開封に都商稅院の有つたことは著名であるが、此の名稱は開封の獨り専らにするところではなかつたのである。又紹定平江圖を觀ると、都稅務の外、盤門内に收稅亭といふものがあるが、此れは都稅務の出張處の如きものであつたらう。斯かる場合もあつたのである。

縣治には州府の附郭たる場合を除き、概ね稅務若しくは稅場が置かれた。稀れに、縣治にして稅務稅場の設けのないところもあつた。而して縣の管内にゐる鎮・市・關・寨・渡などいふ小都市小聚落に稅務又は稅場の置かれる場合も頗多かつた。宋會要、食貨十五に載せられた熙寧十年の統計に依るに、

東京開封府所屬二十一縣治には皆稅務があり、別に二十の鎮・渡等にも場務が置かれた。杭州には所屬七縣治の内、餘杭縣治を除く六縣治及び八鎮市に場務が置かれた。江陵府には所屬七縣治の内、當陽縣治を除く六縣治及び十四鎮市に稅務が設けられた。縣治に稅務の無い場合には殆ど必ず其の管内の鎮市に場務が置かれたことは、例へば當陽に務無くして管内山口鎮に之れ有るが如くであつた。又縣治鎮市に特に稅務を置かず、酒務をして商稅を收めしめることもあつた。

稅務稅場には監官を置いて之を掌らしめた。縣治以下の場務の監官には武臣を用ひることが多かつた。而して必しも一處に一人を置くのではなく、一人をして幾つかの場務を兼掌せしめる場合もあつた。州治府治の稅務の監官には或は武臣を用ひ、或は文臣を用ひ、時としては文武各一人をして共同掌理せしめることもあつた。尙ほ前章の初に掲げた宋史食貨志の文には「小則令佐兼領」とあるが、此れは縣治の稅務にして收入少きもの、場合を指すのであらう。「諸州仍令都監監押同掌之」といふのは、文武官各一人をして州治都稅務を同掌せしめる場合、かねて州治に駐する都監若しくは監押を以て之に充てることであらう。監官の下には多くの胥吏が用ひられ、就中、親しく貨物を點檢するものは、專欄・欄頭などと呼ばれた。

宋會要、食貨十五・十六には、熙寧十年の、極めて詳細な各路商稅統計と、其の以前の簡略な統計とが並び舉げられて居る。一例として蘇州の部を摘出すれば左の如くである。

蘇州。舊在城及常熟崑山吳江縣福山五務。歲五萬五千二百貫。熙寧十年。在城。五萬一千三十四貫九百二十九文。常熟縣。八千三百三貫一百一十二文。吳江縣。五千五百五十七貫三百三文。福山鎮。一千九百三十一貫八百三十一文。慶安鎮。三百二十四貫八百七十一文。木瀆鎮。二十四貫九百三十九文。崑山場。七千四百四十八貫七百七十九文。梅里場。二千四百五十貫六百一十四文。

いはゆる舊は何時を指すか詳でないが、その稅數が熙寧十年のそれと頗懸け離れて居ることから推せば、熙寧よりも數十年以前であらう。今、舊統計に見える全國の場務を總計すれば千八百三十七である。又熙寧十年の統計に見える全國の場務を總計すれば千九百九十三であつて、舊統計に比して百五十六だけ増加してゐる。然るに其の後更に増加し、南渡の初に至り、其の弊害が愈顯著と爲つたものと見え、會要、紹興七年九月二十二日の明堂の赦には、四川・江東西・湖南北の漕司に命じて管下州軍縣鎮の増置稅場を住罷せしめることが見え、同二十六年正月十日の條には、諸路轉運司に命じて稅場百三十四處を減併し、九處を罷めしめたことが見えて居るが、其の後に於いても之に類する事例が多く、乾道六年八月三日、權江南東路轉運副使張松の言には、

照對。沿江自蕪湖縣至采石鎮。一州兩稅。實爲不便。又和州界有西采石。客旅往來。一日之間。三過場務。刻剝太甚。云云。

と云ひ、嘉定九年二月十二日の條に引かれた臣僚の言には、

窃見客旅自榷場博易。多經襄陽。在城務有稅。鄧城酒務又有稅。京西漕司通貨場。相望鄧城鎮。

無半里許。又有是商賈往來。不出襄陽境內。二十里而有三稅。客旅誠何以堪。云云。

と云つて居る。蓋場務濫設の弊は南宋末に至つて極つたのであつて、之に比すれば、熙寧十年の統計に見える場務の總計の如きは、必しも過多といふべきではなかつたであらう。

場務の官吏は動もすれば私曲を營み、或は規定以上の稅を收めたり、或は稅すべからざるものに課稅したりなどしたが、南渡後に至つて其の弊最も甚しく、朝廷は之が取締に一方ならず苦心した。其の經緯は宋會要に詳に見えて居る。

### 三 商 稅 統 計

宋會要、食貨十五・十六に掲げられに舊統計には、一州府毎に場務の數と商稅の額とを擧げて居る。今各路について管内州府の商稅を合計し、且つ一場務平均稅額を算出すれば、次の如くである。

舊統計各路商稅表

東 京	稅 額	順 位	稅 務 數	一 稅 務 平 均 稅 額	平 均 稅 額
					多 順 位
	一〇八、七四〇		二二二	四、七二八	4

宋代商稅考

荆湖北路	荆湖南路	江西南西路	江西南東路	兩浙西路	淮南西路	淮南東路	河東路	秦鳳路	永興軍路	河北西路	河北東路	京西路	京西南路	京東西路	京東東路	北京	南京	西京
一三一、〇三三	六九、七七〇	一六二、七三二	二四三、三六二	四七五、五五六	五〇二、二九一	三五五、〇九八	二二六、九二六	三五〇、六〇二	二九〇、六七三	二八七、九三四	四六六、七一八	二六九、一二五	一二九、一三〇	二七〇、六六三	二五一、五三四	八四、四五四	三三、九二三	六〇、四五六
15	18	13	11	2	1	4	12	5	6	7	3	9	16	8	10			
六〇	二〇	五〇	六七	一〇三	七八	六四	九六	一〇二	一一三	一〇六	一一三	七九	四六	五二	七六	二四	九	二六
二、一八三	三、四八八	三、二五四	三、六三二	四、六一七	六、五〇三	五、四八五	二、三六三	三、五三三	二、五七二	二、七一六	四、一三〇	三、四〇六	二、八〇七	五、二〇五	三、三〇九	三、五一八	三、七六九	二、三二五
20	11	14	8	5	1	2	18	9	17	16	6	12	15	3	13	10	7	19

第十九卷 第四號 六二五

成都府路	二、四六三、四六八		九七	二五、三九六	
梓州路	一、六三七、九〇〇		六四	二五、五九二	
利州路	一、二四〇、九二八		四八	二五、八五二	
夔州路	六六三、四二八	14	三七	一七、九三〇	21
福建路	一三一、九三二	17	七〇	一、八八四	
廣南東路	八一、六三九	19	一一二	七二八	22
廣南西路	四三、二八九		一〇二	四二四	23
總計	五、〇三三、六八〇 <small>(四川を除く)</small>		一八三七 一五九一 <small>(同上)</small>	三、一六三 <small>(四川を除ける總計を稅務總數にて除したる商)</small>	

右の中、成都府・梓州・利州・夔州の四路の稅額は他に比して頗多い。此れに就いては、文献通考卷一に、

按天下商稅。惟四蜀獨重。雖夔戎間小壘。其數亦倍徙於內地之壯郡。然會要言。四蜀所納皆鐵錢。十纔及銅錢之一。則數目雖多。而所取亦未爲甚重。而熙寧十年以後。再定之額。他郡皆增於前。而四蜀獨減於舊。豈亦以元額偏重之故歟。

と云つて居るが、妥當な説明である。されば私は、此の四路を除いて、稅額及び平均額の順位を附したのである。此の稅額の中には、過稅・住稅・頭子錢・包角錢・力勝錢の類が總べて含まれて居ると見て

よからう。税額の大小は、商業股賑の程度を卜する一標準になること勿論である。しかし其れは税務の多少にも影響されるのであるから、商業の盛さを測るには、商税額と一税務平均税額を併せ考へることが必要である。今、此の二つに依つて觀察すれば、當時、淮南東西路・兩浙路・河北東路・京東西路・開封府管内等に於いて、商業が最も盛に行はれたやうである。

次に熙寧十年の商税統計は、各府州毎に在城（府州治）・縣治・鎮市等の各場務に於ける税額を列擧して居るが、府州全體の税額は示して居ない。私は一府州各場務の税額を合計して府州全體の税額を算し、更に其れを合せて一路商税の總額を算出した。次に其れを掲げる。

熙寧十年各路商税表

		税額	税務數	一税務平均税額	平均額
		順位	多き位	多き位	順位
東	京	一五三、三九三	四一	三、七四一	11
西	京	六八、一六七	二二	三、〇九八	13
南	京	四五、五五八	九	五、〇六二	6
北	京	九五、八一五	三一	三、〇九〇	14
京東	東路	四七二、五一一	九三	五、〇八〇	5
京東	西路	二六七、四八七	六二	四、三一四	9
京西	南路	一九〇、四六九	三九	四、八八三	7



廣南東路	福建路	夔州路	利州路	梓州路	成都府路	荆湖北路	荆湖南路	江西南路	江西南東路	兩浙西路	淮南西路	淮南東路	河東路	秦鳳路	永興軍路	河北西路	河北東路	京西北路
二四九、一〇〇	二三九、三四四	二四〇、九五—	三六三、三七五	三〇八、三二七	七一五、八四〇	一七八、一九九	一七七、九八四	二五〇、一六七	三六一、七七七	八六二、四八六	三六〇、〇三五	四二二、三四五	二六一、七九八	三三七、四四八	三七三、四一〇	二八七、四七〇	四五三、四〇一	一七一、一八三
13	14					16	17	12	6	1	7	4	11	8	5	9	3	18
一一八	八五	四三	四八	三九	七一	六七	四一	五九	六五	一二三	六八	六八	一二四	一一三	一五〇	九八	一四六	六七
二、一一一	二、八一五	五、六〇三	七、五七〇	七、九〇五	一〇、〇八二	二、六五九	四、三四一	四、二四〇	五、五六五	七、〇一二	五、二九四	六、二一一	二、一一一	二、九八六	二、四八九	二、九三三	三、一〇五	二、五五四
22	17					18	8	10	3	1	4	2	21	15	20	16	12	19

廣南西路	一三八、六一二	一〇三	一、三四五	23
總計	六、九一八、一五九 (四川を除く)	一九九三 一七六六 (同上)	三、九一七 (四川を除ける總計を稅務總數にて除したる商)	

會要には貫以下の數字をも掲げて居るが、私は計算の簡便を圖る爲め、悉く之を省略し、専ら貫以上を算した。

右の表では四川の稅額は舊統計より甚しく減じて居るが、しかしやはり鐵錢を用ひ、他路と事情を異にして居たから、之を除外して考察することゝする。四川を除いた二十三路及び四京の商稅總計は六、九一八、一五九貫であつて、舊統計の其れに比べると一、八八四、四七九貫だけ増して居る。而して各路の稅額を點檢すると、京東西路・京西南北路・河北東西路・永興秦鳳路・河東路・淮南西路・荆湖北路の稅額は舊統計と大差無く、或るものは舊統計より減少して居るが、京東東路・淮南東路・兩浙路・江南東西路・荆湖南路・福建路・廣南東西路の其れは、その度合は一様でないけれども、ともかくも舊統計よりも増加して居る。されば熙寧十年に於ける全國商稅總計の増加は、各路の商稅が悉く増加した爲めではなく、主として東南地方に於ける商稅の増大に因るものと謂はねばならぬ。更に京東東路以下の稅務數を觀るに、多くは舊稅務數と略同様で、幾分増加して居るに過ぎない。兩浙路の如きは百三より百二十三に上つて居るが、稅額は殆二倍に近く膨脹して居る。要するに熙寧十年に於ける商稅總計の増加は、各路一律の増加でなくして、主として東南地方に於ける増加に因るのであり、而して東

地南方に於ける稅務數は格別増して居ないから、此の商稅の増大は制度の變化に本づいたものでなく、東南地方に於ける商業隆興の結果であつたと解すべきであらう。而して各路分の中、稅額に於いても平均稅額に於いても、嶄然頭角を露して居るのは兩浙であつて、兩者とも舊統計の其れに比すれば殆ど二倍に近い。此れは此の地方に於ける農蠶工藝並に交通商業の目ざましい發展に因るものといはねばなるまい。兩浙について、江南東路の稅額及び平均稅額の増加が顯著であるが、其の理由は兩浙の場合と大體同様であらう。京東東路の稅額の躍進したのは、北方海上通商の發達にも因ることであらう。淮南東路の稅額が、舊統計並に熙寧十年統計に於いて常に優位を占めて居るのは、運河を挾んで南北交通の衝に當るが爲めであらう。

次に、舊統計及び熙寧十年の統計に於ける四京二十三路の府州別の稅額及び場務數を掲げる。舊統計の府州別稅額は會要に見えて居るもの、熙寧十年の其れは、私が會要の場務別稅額に就いて合計したものである。

舊統計及熙寧十年統計各府州稅額比較表

		舊	稅	額	舊	稅	務	數	熙	寧	十	年	稅	額	熙	寧	十	年	稅	務	數
東	京	一〇八、七四〇	元		一三三				一五三、三九三	元			四一								
西	京	六〇、四五六	元		二二六				六八、一六七	元			二二								

西 東 京						路 東 東 京											
單	濟	鄆	曹	徐	兗	合	淮	淄	濰	萊	登	沂	齊	密	青	北	南
州	州	州	州	州	州	計	軍	州	州	州	州	州	州	州	州	京	京
二五、七八四	三二、七四二	六八、〇四二	一八、八八三	六四、二七六	三八、三〇一	二五一、五三四	三二、九五六	一四、二〇〇	一五、六六五	一六、四五〇	一〇、二二三	三四、四五九	四九、六一九	二九、一九六	四三、七六六	八四、四五四	三三、九二三
五	六	一二	四	七	九	七六	二	一一	三	四	四	五	三一	六	一〇	二四	九
一七、七五五	二三、七四六	九二、七二三	二七、五八二	四五、三七八	二六、〇三六	四七二、五一	二四、六〇一	七二、六五四	三〇、五八九	四四、三一四	一六、一九五	四二、四一八	八六、六四四	八七、一三三	六七、九六三	九五、八一五	四五、五五八
八	八	一六	六	九	八	九三	五	九	四	八	六	一一	二九	八	一三	三一	九

北 西 京	路 南 西 京	路
信汝穎陳蔡孟許 陽 軍州州州州州	合唐郢均房金隨鄧襄 計州州州州州州州	合廣濮 濟 計軍州
三四、四七六 二一、七七〇 三八、四二九 三五、七五五 五〇、五一九 二六、七二五 六、〇五一	一、〇六〇 六、八八六 五、六三六 八、八一六 一二、六六八 二二、二九五 一二九、一三〇	三五、八九三 三五、八七六 一八、七一三 三、九二二 二七〇、六六三
一〇 七 一六 一六 一〇 二	一七 三 一 二 三 五 四	八 七 三 一 二 五 二
三六、二五八 二二、七六七 三三、八〇七 二八、三六二 二〇、三九三 二四、一五一 二六、四四五	一〇、三四九 七、五九八 一二、七五五 六、一八四 一二、七五五 一五、〇二三 一九〇、四六九	七九、六一四 四六、四三二 六、一八四 二六七、四八七 三四、二六七 (廢)
一 七 一五 七 一	二 四 三 二 四 四 三 九	一〇 九 三 七 六 二

路 東 北 河											路							
信	乾	永	恩	濱	德	霸	雄	莫	棣	博	瀛	冀	滄	澶	合	光	滑	鄭
安	寧	靜													化			
軍	軍	軍	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	計	軍	州	州
五、九八六	七、〇四二	二二、九七〇	二三、六二一	二〇、六五一	七〇、五四七	五、〇九六	二、八九三	八、九八三	七三、八一二	六七、二四〇	三五、九六八	二六、一五三	五六、二四七	三七、七七六	二六九、一二五	一〇、八九二	三〇、六九七	二四、七〇三
一	一	九	六	六	一二	三	一	三	一一	一四	七	七	二二	一〇	七九	一	七	九
一、四三四	五、三九二	二六、七二七	一八、〇三七	六八、五九五	四五、六〇八	五、八一〇	一一、五五二	九、六一三	五三、四六九	三三、八二七	二四、六五一	一八、八六四	九四、七五四	三三、三三〇	一七一、一八三	(廢)	(廢)	(廢)
一	二	六	七	一八	一六	三	一	三	一五	一二	六	一四	二七	一四	六七			

宋代商稅考

第十九卷 第四號 六三三

河 北 西 路													合 保 安 軍 計					
真 定 府	相 定 州	定 州	邢 州	懷 州	衛 州	洛 州	深 州	磁 州	祁 州	趙 州	保 州	安 州	永 寧 軍	廣 信 軍	順 安 軍	通 利 軍	一、七三三	四六六、七一八
定												肅	寧	信	安	利	一、七三三	四六六、七一八
四九、七三五	二二、六六九	二六、七〇〇	二四、六五七	二〇、六〇八	二〇、八五三	二〇、七四五	二〇、一二三	一一、七二〇	三四、七六五	二一、九四八	一一、二二〇	四、二四〇	一一、〇五七	四、一五六	三、四二一	一〇、〇八二	一、七三三	四六六、七一八
一五	七	七	七	八	九	九	五	一	三	六	一	一	一	一	二	三	一	一
四七、四二〇	一九、三六〇	二九、七八二	二三、四六九	一三、六九八	三一、〇〇一	一五、三四九	一八、五二七	二〇、六四〇	一五、九〇二	一七、四九八	一一、〇七三	四、一〇三	一一、一二八	四、〇八四	四、四三五	(廢)	一、七三八	四五三、四〇一
一〇	七	九	〇	七	一	一	五	九	三	七	一	一	二	一	二	二	一	一
一〇	七	九	〇	七	一	一	五	九	三	七	一	一	二	一	二	二	一	一

宋代商稅考

第十九卷 第四號 六三五

		永 興 軍 路																	
鳳 翔 府	合	合	保	環	丹	坊	寧	商	解	廊	那	耀	華	同	延	陝	河	京	合
	計	安	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	府	府	計
	二九〇、六七三	三、三一四	一三、八五九	二、〇五五	五、四一七	一七、五六七	一三、五七九	一二、八六二	八、八〇九	一四、四四五	一九、八八五	二三、一四九	一三、三八〇	二一、七六〇	三〇、〇〇六	三三、六七二	五六、九〇四	二八七、九三四	
四二、一四八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇六
一五	三	二	六	四	四	六	四	五	五	四	九	八	一	一	六	六	一	二	二
五四、三五七	三七三、四一〇	三、二二六	九、七〇八	二、六〇三	五、二五六	一三、一五〇	二〇、二六四	二五、五一四	八、七三七	一七、六四二	三〇、三五四	二九、四四六	二四、九六四	二六、四五五	四二、五〇五	八二、五六八	三一、〇一二	二八七、四七〇	
一七	一五〇	四	一	四	三	四	七	九	六	六	五	九	八	二	二	六	八	九	二〇
																			九八



	秦	熙	隴	成	鳳	岷	渭	原	階	河	鎮	德	通	乾	儀	廣	開	合	
并州	秦州	熙州	隴州	成州	鳳州	岷州	渭州	原州	階州	河州	鎮州	德軍	通軍	乾州	儀州	廣州	開州	合州	
	六三、三八一	一三、九二二	(未置)	二一、三六二	九四、六三二	三〇、八四三	(未置)	二四、一六〇	七、七八一	一九、六五二	無定額	七、八〇九	⑥	(未置)	一二、六一四	八、〇五四	四、〇七三	一七一	三五〇、六〇二
	一九	五	八	五	四	一	八	二	六	二	六	八	四	二	四	二	一	二	一〇二
	四九、一四五	三、六〇〇	一九、九六五	九、二六五	五一、三七〇	六、六四六	二一、一一四	一〇、六〇一	二一、七七一	無定額	六、三六九	一四、五八七	一〇、六〇四	(廢)	(廢)	(廢)	(廢)	三三七、四四八	
	一五	一	八	四	五	八	一	一	八	〇	七	一	四	一	三	二	一	二	一一

路 東 河

宋代商稅考

保 岢 火 寧 平 威 石 嵐 憲 澤 忻 汾 隰 代 絳 麟 府 晉 潞  
 德 嵐 山 化 定 勝  
 軍 軍 軍 軍 軍 軍 州 州 州 州 州 州 州 州 州 州 州 州

二五、六八九  
 二九、二〇六  
 無定額  
 無定額  
 二四、七八〇  
 七、九四九  
 九、〇四九  
 一七、九〇八  
 五、六九九  
 一七、七九四  
 二、六二二  
 三、九〇八  
 六、九四九  
 五、四二三  
 五、二二一  
 、六四七  
 一、〇〇四  
 三、八九四  
 四、八一三

一 一 一 一 四 三 六 三 一 四 一 五 〇 一 九 六 六 六

第十九卷 第四號 六三七

、四五四  
 四〇、七五三  
 四、七〇一  
 二、四九九  
 三一、四五二  
 一二、二三九  
 一二、五八八  
 二〇、一一七  
 六、八〇〇  
 一八、〇六五  
 三、八四四  
 二〇、二一三  
 七、〇六六  
 一〇、三六六  
 一一、五七〇  
 一、二一三  
 三、五二二  
 、五九三  
 四、五九八

二 一 二 一 〇 八 八 六 一 五 一 七 一 一 二 〇 九 一 二 〇 七

淮	路 東 南 淮	
和 廬 壽 州 州 州	合 通 真 滁 泗 泰 海 楚 宿 毫 揚 計 州 州 州 州 州 州 州 州 州 州	合 大 遼 慈 通 計 監 州 州
一三三、二二四 五〇、八八二 五五、七六七 二三、六二二	三五、〇九八 七、七八七 六〇、六一四 一一、三三四 二五、四一六 二一、〇六四 一八、六七〇 六一、六八七 三二、〇九二 三三、九四四 七八、四九〇	三、二六二 五、四一九 二、六七二 二二六、九二六
六 八 六 八	六 四 二 五 四 七 七 四 八 九 一 一 七	九 六 二 五 二
七三、三七八 六二、〇七二 五三、六六五 二六、九九八	四二二、三四五 九、五三〇 六二、八八〇 一五、三四三 二八、六四四 二六、〇七〇 一七、一七一 一一三、九七三 二六、四九三 二六、〇五五	九六、一八六 二六、四九三 二六、〇五五 二六一、七九八 (廢) (廢) (廢)
一 六 八 五 〇	六 八 三 四 四 七 八 四 六 一 一 二 九	一 二 四

浙 兩 路										西 南 路								
處州	台州	溫州	常州	明州	婺州	湖州	潤州	蘇州	越州	杭州	合州	高郵	漣水	無為	黃州	光州	濠州	舒州
一一、八五二	二八、三八六	二二、一〇四	二三、三〇二	一七、六六四	三一、四八二	四五、五三五	一七、一九一	五五、二〇〇	二七、五七七	一一、〇三三	五〇、二九一	五〇、六九八	二、九五六	五六、八五六	三三、二七三	三六、〇三六	一六、〇五一	四二、九二六
七	八	六	五	五	八	一〇	六	五	九	一三	七	八	八	二	八	九	四	一
二七、七三六	四五、二八六	四一、八九八	六四、九六三	二七、八三七	七一、〇二七	七七、六八八	三九、五〇六	七七、〇七六	六六、二〇七	一七三、八一三	三六〇、〇三五	(廢)	(廢)	三六、一六二	三九、六五七	二四、八七二	一九、一〇三	二四、一二八
六	八	六	一	五	九	一〇	八	八	一三	一五	六	八		七	八	七	四	一

江	路 東 南 江															
吉慶洪 州州州	合 德	廣 康	南 平	太 州	信 州	饒 州	池 州	江 州	歙 州	宣 州	江 寧 府	合 計	江 陰 軍	秀 州	睦 州	衢 州
三九〇九二 二五三八二 三二九四五	二四三三六二	一三〇〇六	二六〇七五	二一四二一	四四二六一	二五四七〇	一六六七四	二九一四七	一三五三七	二六七〇九	二七〇六二	四七五五五六	四二七二	三三六六四	一六九四三	一九〇八一
七六 一一	六七二	七	八	八	六	一〇六	六	六	九	五	一〇三	一〇三	七	六	八	
五〇〇〇六 四八七四一 五一二二九	三六一七七七	一四三一四	二九三四四	二二八二五	三八三九二	四八四七一	三六六四三	四六一四二	二五九五四	四二四五四	五七二三八	八六二四八六	(廢)	六九一一四	三五五六六	四四七六三
一一〇 一一三 一一	六五二	三	八	七	八	九	五	七	一〇	六	一二三	一二三	九	六	九	

	荆 湖 南 路	南 西 路
鄂 江 陵 州 府	合 桂 全 邵 郴 永 道 衡 潭 陽 計 監 州 州 州 州 州 州	合 建 臨 南 興 筠 撫 袁 昌 江 安 國 計 軍 軍 軍 軍 州 州 州
一五、四四五 二六、四六六	六九、七七〇 五、五二七 二、三四五 三、六〇二 三、一〇〇 三、九七三 三、三五三 八、七二七 三九、一四三	一六二、七三二 九、九二四 一五、三七〇 五、一〇八 一四、五六一 四、六一五 三、六〇三 一、二、一三二
八 一四	二〇 二 二 三 一 三 一 一 七	五〇 二 五 三 二 三 二 九
三九、三五〇 四六、二四二	一七七、九八四 五、八〇六 四、〇六三 一三、〇一二 一八、二九〇 一〇、〇一三 六、三一四 二六、五七九 九三、九〇七	二五〇、一六七 一四、七七二 一六、一三〇 一五、一二〇 一〇、二〇九 一〇、一三四 一九、六七八 一四、一四八
八 二二	四 一 一 三 八 三 一 六	五 九 三 三 三 五 三 四 四

都 成		路 北 湖 荆																
嘉州	漢州	綿州	彭州	蜀州	眉州	成都府	合州	荆門	漢陽	復州	沅州	辰州	歸州	岳州	峽州	澧州	鼎州	安州
一 一六、 一一一	一 七〇、 四八六	一 二六、 三七五	二 七七、 八五七	二 一九、 九一〇	一 二七、 一〇〇	八 九九、 三〇〇	一 三一、 〇三三	一 一、 一〇六	一 四、 九八三	四、 九〇七	二、 一八七	四、 一二〇	一 四、 一〇四	七、 〇三三	五、 二四三	七、 二〇九	一 八、 二三〇	
八	二	二	八	九	二	二一	六〇	二	三	二	一	一	一	五	四	四	五	
三 九、 八八四	七 八、 六一五	六 九、 四七三	八 六、 三三一	七 四、 六八二	三 八、 八三四	一 七 一、 六三一	一 七 八、 一九九	(廢)	(廢)	(廢)	二、 六一六	五、 八九三	四 一、 七六六	九、 六二七	一 六、 二〇八	八、 七七五	七、 三五八	
三	四	九	一	一	二	一〇	六 七				七	一	二	八	六	四	四	五

①

州 梓		路 府	
榮合瀘戎昌普資果遂梓	州州州州州州州州	合永陵威簡茂雅黎邛	州州州州州州州
		康井	
		計軍監州州州州州	
二七四、〇四六	二八〇、六七六	二、四六三、四六八	二〇九、三七〇
一四八、一八八	九二、六七七	八、九七五	無定額
六八、三二一	五一、〇五七		
一〇三、二四五	一一三、二九三		
一三七、二〇六	四七、三四七		
二	二	九七	五
六	三	四	四
三八	一	四	一
一	一	一	一
一	一	一	一
六四、二七四	一〇、一四七	七二五、八四〇	六四、三九八
三二、四七八	二一、三八九	(廢)	三、一五〇
一一、三五六	一一、七三六	一九、四六七	三六、〇二五
一四、二一〇	二一、六三一	不立額	一四七
三、七五九七	八、七六九	三三三、二一三	三
四	一	七	一
三	三	二	六
三	三	三	一
一〇	一	七	九



路											路							
州											州							
利											利							
興元府	利州	洋州	閬州	劍州	巴州	文州	興州	蓬州	隴州	三州	集州	璧州	合州	渠州	懷安軍	廣安軍	富順監	合州
四二六、一四六	一三四、五六三	七五、〇二二	一五〇、一六五	一〇六、二〇四	三七、一〇四	二六、五九八	七九、一三〇	三〇、六五一	一六、二九二	一一一、五〇〇	一一、八二七	二五、七二六	一、二四〇、九二八	五三、二二一	一八一、四八八	四二、七八六	四四、三四九	一、六三七、九〇〇
三	三	八	一	七	五	六	二	一	二	二	七	一	四八	一	三	三	一	六四
八七、四四〇	四八、九三八	二六、八二二	二六、二二九	五三、〇四三	一四、九七三	一五、一〇七	三五、四七三	六、八〇九	一九、九三四	二八、六〇〇	(廢)	(廢)	三六三、三七五	一五、五六三	二四、一三七	一八、二五六	九、七八八	三〇八、三二七
五	四	四	七	七	六	四	二	四	二	三			四八	一	三	一	三	三九

建 福	路 州 夔
汀南泉建福 劍 州州州州州	合大南梁雲渝陪開萬忠施達黔夔 寧平山安 計監軍軍軍州州州州州州
一〇、二三一 一八、七〇九 二一、四〇四 二四、八六三 三一、九七〇	六六三、四二八 七三、九三三 (未置) 六、七四二 四三、〇七一 四八、三六五 七一、三二〇 二三、二六四 四二、一一二 四五、九三二 六〇、一五九 六九、八〇三 四一、三九六 一三二、三三一
八 一三 九 七 二	三七 一 一 二 三 六 一 六 二 五 一 七 二
一五、一四九 三三、六六九 三三、九二七 五〇、八七一 六九、〇七一	二四〇、九五二 一一、九三九 三、四四七 二、五一七 一八、五三七 三九、一六一 三四、八八五 七、三六八 一七、〇七五 一八、九八二 六、二九二 二一、三八五 一二、九二二 三五、四四二
一〇 一五 一二 一七 一五	四三 一 三 一 二 三 五 二 二 五 七 五 二

廣 南 東 路											路							
梅	惠	英	南	南	康	新	端	封	賀	連	潮	循	韶	廣	合	興	邵	漳
州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	計	軍	軍	州
		雄	恩													化	武	
一、〇四三	三、五九一	八、二〇四	六、〇七三	、八四六	五、〇五五	、三〇一	二、六五九	一、八二三	二、四三〇	四、一五五	一〇、七九九	二、五九〇	四、六六二	二七、〇二二	二三一、九三一	四、八〇五	八、二九三	一一、六五七
二	四	八	六	一	一六	一	一	三	二一	四	五	四	一三	一四	七〇	八	三	一〇
(廢)	一五、九六九	四三、二九四	一三、三二六	七、二九六	五、〇七一	一、〇八七	一九、七六七	五、五九〇	五、三二一	七、七一二	三一、二七〇	四九	二四、六四三	六八、六九五	二三九、三四四	六、六三八	一六、〇三七	一四、九八二
		二五	三	二	四	四	五	三	三	六	一三	三	一六	一七	八五	八	七	一

南													廣																				
化	橫	賓	宜	柳	貴	潯	龔	藤	梧	昭	融	象	邕	容	桂	化	橫	賓	宜	柳	貴	潯	龔	藤	梧	昭	融	象	邕	容	桂	合	春
州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	計	州
二、四一九	一、二七六	一、一一五	四、二七八	一、八〇八	一、三一一	八六三	五、五一五	一、三二六	二、〇二一	一、九六一	二、六七	一、三七三	一、六七九	三、四三九	四、九五五	二、四一九	一、二七六	一、一一五	四、二七八	一、八〇八	一、三一一	八六三	五、五一五	一、三二六	二、〇二一	一、九六一	二、六七	一、三七三	一、六七九	三、四三九	四、九五五	八、六三九	四、二六
五	三	四	五	九	一	三	一	一	一	一	二	一	七	一	四	五	三	四	五	九	一	三	一	一	一	二	一	七	一	四	一、二二	九	
六、八五五	一、四七九	二、四〇九	一、〇九四	三、六四三	二、一三八	一、三八三	一、二四八	三、一八六	二、九九三	三、三四二	二、九五五	二、五九六	三、八七二	二、九四二	一九、八九七	六、八五五	一、四七九	二、四〇九	一、〇九四	三、六四三	二、一三八	一、三八三	一、二四八	三、一八六	二、九九三	三、三四二	二、九五五	二、五九六	三、八七二	二、九四二	一九、八九七	二、四九、一〇〇	(廢)
四	二	三	六	二	一	一	一	四	一	三	二	五	二	五	二	四	二	三	六	二	一	一	一	四	一	三	二	五	二	五	二	一一八	

		西											
		高州	雷州	白州	欽州	鬱州	廉州	瓊州	昌化軍	朱崖軍	蒙州	竇州	合計
		三七一	一二六	〇二九	〇二九	一、一五五	二、三六六	四、二八八	二〇〇	七九九	三二〇	四三、二八九	
	⑤												
		六	二	一	一	一	五	一	一	一	二	一〇四	
		六、九七四	九、八七六	一、六二七	八、五五九	一、六〇九	二、七〇三	一九、五九二	一六、九〇三	一、二三七	(廢)	一三八、六一二	
		一三	二	一	三	三	七	一	三	一	(廢)	一〇八	

右の表は各路商業の中心、通商線、重要都市の分布並に其等の變遷を考究する好資料であつて、論すべきことが多くあるのであるが、今は一切割愛し、兩浙・福建・廣南等三四路の重要州府に於ける熙寧十年の商稅額について少しく述べて置かう。兩浙路では、杭州が一七三、八一三貫、蘇州が七七、〇七六貫、常州が六四、九六三貫、秀州が六九、一一四貫、湖州が七七、六八八貫である。此等はいづれも江南運河に沿うた巨邑である。湖州は江南河の本流に沿うて居ないけれども、運河に依つて之を連

絡して居る。此の地方は地味肥沃、物資豊富であるが上に、内には運河を帯び、外は海に臨み、交通が極めて便利で、兩浙地方に於ける農工商業の中心であり、同時に支那産業の中心といふべき地域であつて、商税の多いのも誠に當然である。尙ほ越州が六六、二〇七貫、台州が四五、二八六貫、温州が四一、八九八貫であり、福建路の福州が六九、〇七一貫、泉州が三三、九二七貫であり、廣南東路の廣州が六八、六九五貫、潮州が三一、二七〇貫である。かく、沿岸都市の商税が著しく増加したのは南方に於ける海路通商が一段と發達した結果であらう。杭州の商税が一七三、八一三貫といふ類稀れなる巨額に達したのも、運河の南端に在つて海に臨み、運河と海とを連絡し、南は廣州地方より北は長江に達する一大交通系統の中心であつた爲めであらう。秀州の商税の増加も管内に於ける華亭縣及び青龍浦の商港としての發達に因ることは、會要の原文に、

秀州。○中 熙寧十年。在城。二萬七千四百五十二貫六百四十文。華亭城。一萬六千一百一十八貫六百七十一文。海鹽縣。三千六百六十貫一百六十八文。崇德縣。四千七十八貫二百六十文。青龍鎮。一萬五千八百七十九貫四百三十三文。魏塘場。二百八十八貫四百七十文。金山場。七百一十二貫二十一文。廣陽場。九百三十七貫八百二十五文。激浦場。一千八百一十九貫四百七十六文。

とあるに依つて知られる。明州の商税の多くないのは、越州及び華亭青龍に繁華を分ち奪はれた爲めであらう。又京東東路の密州萊州の商税激増は遼・高麗及び南方兩浙以南との海上交通の發展に因る

と解すべく、従つて京東東路の商稅總額について述べた私の言葉に裏書するに足るものであらう。淮南東路の楚州の稅額が一・一三、九七三貫といふ巨大な數字であるのは、此の地が汴河・淮水・山陽瀆の接合點に近く、運河交通の樞軸たるに因るものであらう。

熙寧以後に於ける全國各路の商稅統計は傳へられて居らぬ。惟だ南宋の州縣志に、一州一縣の商稅額を掲げて居るものが間々あるだけである。此等を拾ひ集めて部分的ながら熙寧の數字と比較して見ることが必要であるが、他の機會に譲る。

## 四

商稅は古の關市の稅であると云はれて居るが、いはゆる關市の稅は三つに分つことが出来る。一つは關梁を通過する商旅に課する稅である。一つは入市稅である。今一つは市籍租であつて、市に店舗を有する商人に課する稅である。關梁通過の稅は、澆季の風として、唐の中葉以前までは勉めて避けられたもの、入市稅は後魏後周の頃に行はれ、ついで罷められたものである。市籍は秦漢以來、唐まで存したもので、白孔六帖卷八 商賈の部に、

有市籍不得官。父母大父母有市籍者。亦不得官。

とあり、劉禹錫の觀市の文にも、市籍の語が見えて居る。漢代、市籍あるものから租稅を徴したこと

は、漢書<sup>卷五</sup>何武傳に市籍租のことがあるに依つて明であるが、隋唐時代に於いても左様であつたことは、隋書<sup>卷六</sup>李諤傳に、

邳公蘇威。以臨道店舍。乃求利之徒。事業汙雜。非敦本之義。遂奏高祖。約遣歸農。有願依舊者。所在州縣。錄附市籍。仍撤毀舊店。並令遠道限以時日。正值冬寒。莫敢陳訴。諤因別使見其如此。以爲四民有業。各附所安。逆旅之興旗亭。自古非同。槩即附市籍。於理不可。且行旅之所依託。豈容一朝而廢。徒爲勞擾。於事非宜。遂專決之。並令依舊。云云。

と云ひ、逆旅を市籍に附し、その負擔を重うすることの不可を述べたのに依つて窺はれる。願ふに秦漢以來、唐の中葉までは、市籍あるものに課せられる租税が商人の公的負擔の最も主なるものであつたであらう。而して唐の中葉以後に至つて、諸道津要の地に於いて通過の物貨に課税するの制が起り、又其の賣買に對しても課税することゝ爲り、宋に及んで遂に過税住税の制度が確立し、一つの重要な財源と爲り、同時に市籍の税は廢滅に歸したやうである。唐の半ば過ぎから五代北宋へかけて、市の制度、即ち商業を市といふ限られた區域に於いて行はしめる制度は次第に崩壞し了り、商人の活動は頗自由と爲り、同時に商業は旺盛に赴いた。過税住税の制度は古の關梁の税の系統に立つものではあるが、此の新しき形勢に育まれて成立し且つ發達したものに外ならぬ。

附言。商税の制度はかなり複雑で、本篇に述べたところは其の大綱に過ぎない。他日更に一篇をもつし本論に於いて述べ、漏らし



た事項を補ひたいと思ふ。

註①

公引のことは、宋會要、食貨十七、商稅二、天禧五年九月の條、大中祥符二年六月の條、天聖六年七月及び七年二月の詔、政和八年八月十七日の臣僚の上言、淳熙十五年九月二十七日の戸部の言等に依つて知られる。

② 東洋文庫の藏にかゝる徐松輯宋會要的抄本を指す。此の抄本には誤字が少くない。引用の際、何字の誤りであるかが明白なものには訂正し、さうでないものは大抵其の儘とした。

③ 宋會要食貨十七、商稅三を指す。以下單に宋會要といふのは食貨十七と知られたい。食貨十五・十六・十七が商稅の部で、十五・十六には商稅統計が掲げられ、十七には商稅に關する事例が收められて居る。

④ 東洋文庫藏抄本には稅錢の下に「從之」の二字があるが、明に竄入であるから、之を削除した。

⑤ 當時、開封府の屬縣は二十三であつたが、内二縣は附郭であるから除外したのである。附郭は即ち府治で、そこには府治としての稅務が置かれたのである。

⑥⑦⑧ 宋會要食貨五十六の原文に、德順軍・沅州・昌化軍の商稅舊額は擧げられて居らぬ。其の理由は詳でない。

⑨ 劉禹錫の觀市の文は、文苑英華卷三百七十八に見えて居る。